

事務連絡
平成27年5月28日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中
(障害者自立支援給付支払等システム担当)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

障害者自立支援給付支払等システムに係る介護給付費等の
データ集計について

障害保健福祉施策の推進については、日頃よりご尽力を頂き感謝申し上げます。

さて、標記については、今般、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴い、別紙のとおり、国民健康保険中央会に対して、システムによる集計情報項目の追加を依頼しています。

つきましては、各都道府県に対して国保連合会より送付されるデータ内容等が変更となりますのでご承知おき願いますとともに、貴職より管内市町村に対して周知を行って頂きますようお願いいたします。

担当：
企画課 給付管理係
TEL：03-5253-1111（内線 3009）

別紙

事務連絡
平成27年5月28日

国民健康保険中央会 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

障害者自立支援給付支払等システムに係る介護給付費等の
データ集計について

障害保健福祉施策の推進については、日頃よりご尽力を頂き感謝申し上げます。

さて、標記については、今般、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定等に伴い、下記のとおり新たなデータをご提供頂きたいと考えております。

つきましては、大変お手数ですが、データ抽出等につきまして、システムの改修等特段のご配慮を賜りますよう、よろしく申し上げます。

なお、従前の通り、各国保連合会におかれましても、障害者自立支援等実績データを貴会及び都道府県担当課あて送信されますよう、貴会からご連絡下さいますようお願い申し上げます。

記

1 新たにご提供頂くデータ

(1) 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定関連

今回の報酬改定による設定変更をふまえ、以下に掲げる加算等が算定される利用者数等を取得する。

- ・福祉専門職員等連携加算（居宅介護）
- ・常勤看護職員等配置加算（生活介護）
- ・関係機関連携加算（児童発達支援） など

(2) 多子軽減措置関連

サービス利用者数（実数）のうち第2子軽減対象児童数及び第3子以降軽減対象児童数を取得する。

※ 詳細は、別添「障害者自立支援等実績データ（国保連データ）について（平成27年5月）」のとおり。

2 提供時期

平成27年7月（平成27年4月サービス提供分）以降毎月